

## 「気候変動影響評価報告書（総説）（案）」に対する意見公募要領

令和7年11月27日

環境省地球環境局総務課気候変動科学・適応室

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

気候変動適応法において、環境大臣はおおむね5年ごとに気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成することが定められており、前回報告書（令和2年度公表）から5年を経過した今年度、法定の報告書の公表を予定しています。

今般、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会における審議内容を踏まえ、「気候変動影響評価報告書（総説）（案）」についてとりまとめましたので、本案について広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施するものです。

### 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

### 3. 意見募集の対象

気候変動影響評価報告書（総説）（案）

### 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年11月27日（木）～令和7年12月26日（金）

※郵送の場合は、令和7年12月26日（金）必着

### 5. 意見提出先・提出方法

パブリックコメント掲載ページ（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送のいずれかの方法で、下記の提出先まで御提出ください。郵送の場合は本資料末尾の意見提出様式により提出ください。

（注意事項）

- ・意見は日本語で提出してください。
- ・郵送の場合は、A4版の用紙にて提出してください。

また、封筒の表面に「気候変動影響評価報告書（総説）（案）に対する意見」と記載してください。

- ・電話での意見提出はお受けいたしかねますのでご了承ください。

(提出先)

- ・電子政府の総合窓口 (e-Gov) 意見提出フォーム

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

- ・郵送：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 3 階  
環境省地球環境局総務課気候変動科学・適応室

## 6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、気候変動影響評価報告書の取りまとめの参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますのであらかじめ御了承ください。

御提出いただきました御意見については、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

頂いた御意見の内容については既定の文字数を超えた部分は削除して掲載する可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

締切日までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効とします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容
- ・「気候変動影響評価報告書（総説）（案）」と無関係な内容

## 7. 問合せ先

環境省地球環境局総務課気候変動科学・適応室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 3 階

TEL : 03-5521-8242

(別添)

「気候変動影響評価報告書（総説）（案）」に対する意見

郵便番号・住所	〒
氏名	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
メールアドレス	
電話番号	
意見の該当箇所（※該当ページ・該当の文章を記載してください。）	
意見の内容（※簡潔にご記載ください。）	
意見の理由（※簡潔にご記載ください。）	